

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第九号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十一月十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域機関の長の項委任事務の欄第三号から第六号までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同項第七号中「第二十五条の十五第一項」を「第二十五条の二十七第一項」に改める。

別表第二第二十号局長専決事項の欄第一号中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十一第五項」を「第二十五条の二十三第五項」に改める。

別表第三第六十号中「第二十五条の十四」を「第二十五条の二十六」に改め、同項第六十一号中「第二十五条の十六」を「第二十五条の二十八」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和三年十一月一日から適用する。